

改正

令和3年1月25日市企業規程第1号

令和3年10月19日市企業規程第3号

小矢部市下水道条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小矢部市下水道条例（平成元年小矢部市条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用月の始期及び終期等)

第2条 条例第2条第11号に規定する使用月の始期及び終期は、次のとおりとする。

(1) 水道水を使用した場合は、その量水器の点検日の翌日を始期とし、次回の点検日を終期とする。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、月の初日を始期とし、その末日を終期とする。

2 使用料は、毎使用月の終期の日現在により算定し、その日の属する月分として徴収する。

(排水設備の共同設置)

第3条 土地又は家屋の状況により単独で排水設備等を設置することができないときは、数人が共同して設置することができる。この場合において、その排水設備等に関する義務については、設置者が連帯責任を負わなければならない。

(排水設備の固着箇所等)

第4条 条例第4条第2号に規定する管理者が定める排水設備を公共ます等に固着させる箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 汚水を排除しようとする排水設備は、公共ますのインバート上流端の接続孔と管底高に違いの生じないように、かつ、ますの内壁に突きでないように差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをして漏水のないよう施工する。

(2) 雨水のみを排除するための排水設備は、公共ます等の取付管の管底高以上の箇所に所要の孔を開け、ますの内壁に突きでないように差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをして漏水のないよう施工する。

(3) 前2号により難い特別の事由があるときは、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の指示を受けなければならない。

(排水設備等の計画の確認)

第5条 条例第5条第1項又は第2項の規定による排水設備の計画又は計画変更の確認を受けようとする者は、工事着手の7日前までに、排水設備等計画（計画変更）確認申請（届出）書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(1) 見取図 方位、道路及び目標となる地物を表示し、工事施工地及び隣接地を明示したもの

(2) 平面図 縮尺300分の1以上とし、次の事項を表示したもの

ア 縮尺、包囲、工事施工地の境界及び面積

イ 道路、建物、水道、井戸、台所、浴室、洗濯場、便所その他汚水を排除する施設の位置

ウ 排水管の位置、大きさ、勾配及び延長

エ ますその他付属装置の種類、位置及び大きさ

(3) 縦断面図 縮尺は、横は平面図に準じ、縦は20分の1程度とし、管の管種、口径、勾配、地盤高及び管底高を表示したもの

(4) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の申請（届出）書を受理し、確認したときは排水設備等計画（計画変更）確認書（様式第2号）を当該申請者等に交付する。

(排水設備等の工事の完成届等)

第6条 条例第7条第1項の規定による届出は、排水設備等工事完成届（様式第3号）によらなければならない。

2 管理者は、前項の届出があったときは、速やかに検査し、これに合格したときは排水設備検査済証票（様式第4号）を交付する。

3 前項の規定により交付を受けた排水設備検査済証票は、門戸その他見やすい場所に掲示しなければならない。

(排水設備の構造及び設計基準)

第7条 排水設備の構造及び設計基準は、次のとおりとする。ただし、建物、土地その他の状況により管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 管

ア 管の勾配は、特別な場合を除き次の表に定めたとおりとする。

排水管内径 (単位 ミリメートル)	勾配
----------------------	----

75以上	100分の2以上
125以上	100分の1.7以上
150以上	100分の1.5以上

イ 排水管の土かぶりは、宅地内では20センチメートル以上を標準とする。

(2) ます

ア 暗の起点、終点、合流点及び屈曲点又は内径若しくは管種を異にする接続箇所若しくは勾配が著しく変化する箇所には、ますを設置する。ただし、清掃又は検査の容易な場所には枝付管又は曲管を用いることができる。

イ 暗の直線部には、その管径の120倍以内の間隔にますを設置する。

ウ ますは、円形又は角形とし、コンクリート製品又は鉄筋コンクリート製品については内径寸法30センチメートル以上とし、合成樹脂成型品又は塩化ビニール製品については内径寸法15センチメートル以上のものを使用すること。

エ ますの底部は、雨水管に属するものは深さ15センチメートル以上の泥溜めを、その他のものはこれに集合又は接続する管の内径に応じインバートを設ける。

オ ますには、合成樹脂成型品、コンクリート又は鋳鉄製の密閉蓋を取り付ける。ただし、雨水管のますには、格子蓋を取り付けることができる。

(3) ごみよけ装置 台所、浴場、洗濯場等の汚水流出口には、固形物の流下を止めるため、目幅8ミリメートル以下のスクリーンを設ける。

(4) 防臭装置 水洗便器、浴場、流し場等の汚水流出箇所には、トラップ又は防臭ますを取り付ける。ただし、トラップの封水がサイフォン作用又は逆圧により破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設ける。

(5) 阻集器 油脂、ガソリン、土砂その他下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管等を損傷するおそれのある物質あるいは危険な物質を含む汚水を公共下水道に排除する場合は、汚水流出口等に阻集器を設ける。

(6) ポンプ施設 地下室その他下水の自然流下が充分でない場所における排水は、ポンプ施設を設けてしなければならない。ポンプ施設は、下水が逆流しないような構造のものでなければならない。

(排水設備等の軽微な工事)

第8条 条例第6条第1項の管理者が定める軽微な工事は、次に掲げる工事とする。

- (1) ますの蓋の取替工事その他これに類する工事
- (2) 防臭装置その他排水設備等の付属装置の修繕工事その他これに類する工事
(指定の申請)

第9条 条例第6条の2第2項の申請書は、下水道排水設備指定工事店指定申請書（様式第5号）とする。

2 条例第6条の2第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる書類は、それぞれ誓約書（様式第6号）、営業所の平面図及び付近見取図（様式第7号）及び機械器具を有することを証する書類（様式第8号）とする。

(指定の更新)

第10条 条例第6条第3項の規定により指定の更新を受けようとする者は、指定の有効期間が満了する日前30日までに、下水道排水設備指定工事店指定申請書に条例第6条の2第3項各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(機械器具)

第11条 条例第6条の3第1項第2号の管理者が定める機械器具は、次に掲げるものとする。

- (1) 金切り鋸等の管の加工用機械器具
- (2) セットハンマー等の管の敷設用機械器具
- (3) レベル等の測量用機械器具
- (4) バリケード等の保安用機械器具
- (5) 掘削用機械器具
- (6) 土砂運搬用車両

(指定の基準)

第12条 条例第6条の3第1項第4号アの管理者が定める者は、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(指定工事店証の様式)

第13条 条例第6条の5第1項の指定工事店証は、下水道排水設備指定工事店証（様式第9号）とする。

(指定工事店証の再交付)

第14条 指定工事店は、指定工事店証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに下水道排水設備指定工事店証再交付申請書（様式第10号）に、条例第6条の2第3項第2号に掲げる書類を添えて、

管理者に提出し、指定工事店証の再交付を受けなければならない。

(遵守事項)

第15条 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
- (2) 工事は、適正な工費で施工すること。
- (3) 工事契約は、原則として書面によるものとし、工事金額、工事期限その他の必要な事項を明確に示すこと。
- (4) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
- (5) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
- (6) 工事は、条例第5条に規定する排水設備等の工事の計画に係る管理者の確認を受けた後でなければ着手しないこと。
- (7) 工事は、責任技術者の管理の下においてでなければ設計及び施工をしないこと。
- (8) 条例第7条第1項に規定する検査の結果、改修が必要と認められた場合は、管理者の指定する期間内に行うこと。
- (9) 工事完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修すること。
- (10) 災害等緊急時に、排水設備等の復旧に関して管理者から協力の要請のあった場合は、これに協力するよう努めること。

(変更の届出)

第16条 条例第6条の7の管理者が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定工事店の名称又は所在地
- (2) 法人にあつては、代表者及び役員の氏名
- (3) 専属する責任技術者の氏名

2 条例第6条の7の規定により変更の届出をしようとする者は、変更があつた後、直ちに下水道排水設備指定工事店変更届(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項の変更の場合は、条例第6条の2第3項第2号及び第3号に掲げる書類及び指定工事店証
- (2) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合は、登記事項証明書及び誓約書並びに指定工事店証
- (3) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合は、責任技術者証の写し

(廃止等の届出)

第17条 条例第6条の7の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業の廃止、休止又は再開後、直ちに様式第12号による届出書を管理者に提出しなければならない。

この場合においては、事業の廃止の届出には、指定工事店証を添付しなければならない。

(告示)

第18条 管理者は、条例第6条の3第2項又は第6条の8の規定による措置をとる場合並びに次に掲げる場合には、これを告示するものとする。

- (1) 条例第6条第3項の指定の更新を受けなかったとき。
- (2) 第16条第1項第1号に掲げる事項の変更により、条例第6条の7の規定による変更の届出があったとき。
- (3) 条例第6条の7の規定により事業の廃止の届出があったとき。

2 管理者は、富山県下水道協会が試験又は更新講習を実施する場合は、あらかじめ試験又は更新講習の日時等の周知を図るものとする。

(事務連絡会)

第19条 管理者は、指定工事店による排水設備工事の適正な施工等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

2 指定工事店又は責任技術者は、前項の事務連絡会に出席するよう努めるものとする。

(除害施設の設置等の届出)

第20条 条例第10条の2の規定による除害施設の設置等の届出は、除害施設設置（変更・休止・廃止）届出書（様式第13号）によらなければならない。

2 管理者は、前項の届出（休止又は廃止の届出を除く。）があった場合において、当該除害施設から公共下水道に排除される汚水の水質が条例第9条又は第10条に定める基準に適合しないと認めるときは、届出書を受理した日から60日以内に限り、その届出に係る計画内容の変更を命ずることができる。

3 第1項の届出（休止又は廃止の届出を除く。）をした者は、届出書が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る事項の除害施設の設置等をしてはならない。ただし、管理者は、その届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することができる。

(使用開始等の届出)

第21条 条例第12条第1項の規定による公共下水道の使用開始等に関する届出は、公共下水道使用

開始（休止・廃止・再開）届（様式第14号）によらなければならない。

（使用者の変更の届出）

第22条 使用者に変更があったときは、新たに使用者となった者は、遅滞なく、公共下水道使用者変更届（様式第15号）を管理者に提出しなければならない。

（使用水量の認定基準）

第23条 条例第14条第2項第2号に規定する水道水以外の水を使用したときの使用水量の認定は、次に定めるところによる。ただし、計測装置を設置して行う場合は、この限りでない。

- （1） 家事にのみ使用されるものについては、1世帯2人までは1使用月10立方メートルとし、2人を超える場合はその1人を増すごとに4立方メートルを加えた水量をもってその使用水量とする。
- （2） 家事以外に使用されるものについては、使用者の世帯人口、業態、揚水設備、水の使用状況その他の事実を考慮して、その使用水量を認定する。
- （3） 第1号の世帯人員数は、使用月の属する年度の4月1日において住民基本台帳に記載された人数をもって認定する。

2 水道水と水道水以外の水を併用して使用したときの使用水量の認定は、次に定めるところによる。

- （1） 前項第1号の場合には、同号の規定により認定した使用水量の2分の1の水量（その水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てた水量）と水道水の使用水量を合算する。ただし、合算したときの当該使用水量が同号の規定により認定した使用水量に満たないときは、同号の規定により認定した使用水量とする。
- （2） 前項第2号の場合には、同号の規定により認定した使用水量と水道水の使用水量を合算する。

3 条例第14条第3項ただし書に規定する場合における前2項の規定の適用については、第1項第1号中「10立方メートル」とあるのは「5立方メートル」と、「4立方メートル」とあるのは「2立方メートル」と、前項第1号中「前項第1号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた前項第1号」とする。

（污水排除量の申告）

第24条 条例第14条第2項第3号に規定する申告書は、下水道污水排除量申告書（様式第16号）とする。

（使用の態様の変更の届出）

第25条 条例第14条の2の管理者が定める使用の態様の変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 水道水の排除から水道水以外の水の排除への変更
- (2) 水道水及び水道水以外の水の排除から水道水のみ排除への変更
- (3) 水道水及び水道水以外の水の排除から水道水以外の水のみ排除への変更
- (4) 水道水以外の水の排除から水道水の排除への変更
- (5) 水道水以外の水のみ排除から水道水及び水道水以外の水の排除への変更

2 条例第14条の2の規定による届出は、下水道使用態様変更届出書（様式第17号）によらなければならない。

（行為の許可）

第26条 条例第16条の2に規定する申請書は、下水道施設物件設置（変更）許可申請書（様式第18号）とする。

2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適否を決定して、その結果を下水道施設物件設置（変更）決定通知書（様式第19号）により、当該申請者に通知するものとする。

（占用等の許可）

第27条 条例第18条から第18条の3までの規定による申請は、下水道（占用・使用）許可申請書（様式第20号）によらなければならない。

2 管理者は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適否を決定して、その結果を下水道（占用・使用）許可書（様式第21号）により当該申請者に通知するものとする。

（使用料等の減免等）

第28条 条例第20条の規定による使用料その他の収入の減免又は徴収の猶予（以下この条において「減免等」という。）を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受けている者
- (2) 天災その他の災害により支払能力がないと管理者が認めた者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、特別の事情があると管理者が認めた者

2 減免等を受けようとする者は、その旨を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適否を決定してその結果を書面により当該申請者に通知するものとする。

4 減免等を受けた者は、その事由が消滅したときは直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(排水設備の認定)

第29条 従来の排水施設で第7条に規定する基準に適合しているものを排水設備として使用しようとする者は、排水設備認定申請書(様式第22号)を管理者に提出してその認定を受けなければならない。

2 前項の認定に関しては、条例第7条の例による。

(排水設備等の維持管理)

第30条 使用者は、排水設備等を常にその機能に支障のないよう清掃しなければならない。

2 管理者は、必要と認めたときは使用者に対し排水設備の清掃を命ずることができる。

(みなし届出)

第31条 水道の使用に関する開始、廃止又は名義の変更その他の異動について、小矢部市水道事業給水条例(昭和55年小矢部市条例第27号)の規定による届出をした者は、その届出に係る事項については、公共下水道の使用に関しても、これを届け出たものとみなす。

(雑則)

第32条 この規程に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月25日市企業規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年1月25日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和3年10月19日市企業規程第3号)

この規程は、小矢部市水道事業給水条例等の一部を改正する条例(令和3年小矢部市条例第16号)

附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日(令和3年11月1日)から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

排水設備等計画(計画変更)確認申請(届出)書

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

住 所
申請 (届出) 書 氏 名
電 話

排水設備等設置の計画 (計画変更) の確認を受けたいので、次のとおり申請 (届出) します。

設置場所	小矢部市									
設置区分	1 排水設備 (新設 増設 改築)					2 水洗便所 (新設 増設 改築)				
	3 除害施設 (新設 増設 改築)					4 浄化槽撤去				
	5 その他									
	管径	延長	管径	延長	ます (内径)	ます (内径)				
	cm	m	cm	m	cm	個	cm	個	cm	個
	cm	m	cm	m	cm	個	cm	個	cm	個
	cm	m	cm	m	cm	個	cm	個	cm	個
土地所有者の氏名				住所					地積	m ²
建物所有者の氏名				住所					床面積	m ²
着工予定	年 月 日			竣工予定	年 月 日					
指定工事店	指定工事店番号	第 号								
	指定工事店名									
添付書類	1 見取図		2 平面図		3 縦断面図		4 その他 ()			
(備考)										

様式第2号（第5条関係）
小矢部市企業指令 第 号

設置場所
氏 名

排水設備等計画（計画変更）確認書

年 月 日付けで申請のあった排水設備等計画（計画変更）を次の
とおり確認する。

年 月 日

小矢部市長

記

確認年月日	確認番号
年 月 日	第 号

備考 この書類は、工事の着手、完成検査等に必要ですので、大切に保管してください。

様式第3号（第6条関係）

課長	課長補佐	課長補佐	主務者	合議

排水設備等工事完成届

年 月 日

（宛先）小矢部市長

住所
届出者 氏名
電話

排水設備等の工事が完成したので、次のとおり届け出ます。

設置場所	小矢部市		
設置区分	1 排水設備（新設 増設 改築） 2 水洗便所（新設 増設 改築） 3 除害施設（新設 増設 改築） 4 浄化槽撤去 5 その他		
確認番号	第 号	確認年月日	年 月 日
工事着工年月日	年 月 日	工事完成年月日	年 月 日
指定工事店	指定工事店番号	第 号	
	指定工事店名		
添付書類	1 見取図 2 平面図 3 縦断面図 4 その他（ ）		
（備考）			

市の処理欄	検査年月日	年 月 日	検査員 職氏名
	検査済証票 交付年月日	年 月 日	
	（備考）		

※添付書類において計画確認申請時と変更がある場合には、その変更箇所を朱書してください。
※市の処理欄には記入しないでください。

様式第4号（第6条関係）
排水設備検査済証（シール）



年 月 日

下水道排水設備指定工事店指定申請書
（新規・更新）

（宛先）小矢部市長

申 請 者	ふりがな 商号又は営業所名	
	ふりがな 代表者住所・氏名	電話 ()
	ふりがな 営業所所在地	電話 ()
責任技術者氏名		
責任技術者登録番号		

〔添付書類〕

- 1 条例第6条の3第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（様式第6号）
- 2 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- 3 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書
- 4 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式第7号）
- 5 責任技術者証の写し
- 6 工事の施工に必要な機械器具を有していることを証する書類（様式第8号）
- 7 指定の更新の場合は、指定工事店証

（注）指定の更新の場合には、「営業所名」は「指定工事店名（商号）」と読み替える。

誓 約 書

下水道排水設備指定工事店申請者及びその役員は、小矢部市下水道条例第6条の3第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者
営業所名
営業所所在地
代表者氏名

（宛先）小矢部市長

（注） 新規指定の場合以外は、「営業所名」は「指定工事店名（商号）」と、「営業所所在地」は「指定工事店所在地」と読み替える。

様式第7号（第9条、第10条、第16条関係）

営業所の平面図及び付近見取図	
平面図	面積 m^2
付近見取図	線 駅下車 バス・徒歩 分

- (注) 1 営業所外部及び内部の状態がわかる写真を数枚添付すること。
2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。
4 新規指定の場合以外は、「営業所」は「指定工事店」と読み替える。

様式第8号（第9条、第10条関係）

機械器具を有することを証する書類					
申請者			年	月	日現在
種別	名称	形式、性能	必要数量	数量	備考
管加工工具	金切り鋸		1		
	平やすり		1		
	ベビーサンダー		1		
管敷設用具	セットハンマー	0.8kg以上	1		
	バール	1.5m以上	1		
	ツルハシ		1		
	スコップ	剣先、角	各1		
一般工具	プライヤ、ウォーターポンププライヤ、 モンキーレンチ、スパナ、ラジオペンチ、 ペンチ、ドライバ、工事用バケツ		各1		
測定用器具	巻尺	20m以上	1		
	箱尺		1		
	ポール	2 m以上	1		
	水平器		1		
	下げ振り		1		
	レベル		1		
排水ポンプ	排水ポンプ		1		
安全用具	バリケード	折りたたみ式	5		
	カラーコーン	70cm以上	5		
	サーチライト		1		
	工事灯		5		
	投光器		1		
	トラロープ	10m以上	1		
管清掃用具	排水管清掃用具		1		
上記以外					

年 月 日

下水道排水設備指定工事店証

小矢部市長

下記の者を、小矢部市下水道条例第6条の規定により、小矢部市下水道排水設備指定工事店として、指定する。

指 定 番 号	第 号
指 定 工 事 店 名 (商 号)	
営 業 所 所 在 地	
代 表 者 氏 名	
指 定 の 有 効 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日

年 月 日

下水道排水設備指定工事店証再交付申請書

（宛先）小矢部市長

申請者	指 定 番 号	第 号
	ふりがな 指定工事店名(商号) 及 び 所 在 地	電話 ()
	ふりがな 代 表 者 氏 名	

【理 由】

〔添付書類〕

- 1 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- 2 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書
- 3 指定工事店証を毀損した場合は、その指定工事店証

年 月 日

下水道排水設備指定工事店変更届

(宛先) 小矢部市長

指 定 番 号 第 号
 指定工事店 (商号)
 代 表 者 氏 名

異 動 事 項	新	旧
ふりがな 指定工事店名(商号)		
添付書類	1 定款及び登記事項証明書 (法人) 2 指定工事店証	
指定工事店所在地	電話 ()	電話 ()
添付書類	1 住民票の写し (個人) 2 定款及び登記事項証明書 (法人) 3 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図(様式第7号) 4 指定工事店証	
ふりがな 代 表 者 氏 名		
添付書類	1 住民票の写し (個人) 2 定款及び登記事項証明書 (法人) 3 指定工事店証	
役 員	変 更 有 ・ 無	
添付書類	1 登記事項証明書 2 誓約書(様式第6号)	
責任技術者氏名		
添付書類	責任技術者証の写し	

年 月 日

廃止
下水道排水設備指定工事店休止届出書
再開

（宛先）小矢部市長

小矢部市下水道条例第6条の7の規定に基づき、下水道排水設備工事の事業の
廃止
休止を届け出ます。
再開

指 定 番 号	第 号
ふりがな 指 定 工 事 店 名	
ふりがな 代 表 者 氏 名	
営 業 所 所 在 地	電 話 ()
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

[添付書類]

指定工事店証

年 月 日

除害施設設置（変更・休止・廃止）届出書

（宛先）小矢部市長

届出者 住 所

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者名

担当者

小矢部市下水道条例第10条の2の規定により除害施設を設置（変更・休止・廃止）したいので、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	小矢部市			
使 用 者 名				
設 計 者	住 所		氏 名	
施 工 業 者	住 所		氏 名	
工事着工予定年月日	年 月 日			
工事完成予定年月日	年 月 日			
添 付 書 類	付近見取図、配置図、生産工程図、 除害施設設計関係書類			

備考

- 1 除害施設の変更の場合は、既存施設と対比できるものを添付すること。
- 2 除害施設の設置に関し利害関係者がある場合は、当該利害関係者の承諾を得てから届け出ること。

様式第14号 (第21条関係)

下水道使用開始 (休止・廃止・再開) 届

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

住 所
届出者 氏 名
電 話

下水道の使用を開始 (休止・廃止・再開) したいので、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	小矢部市
使用開始・休止・ 廃止・再開年月日	年 月 日
確 認 番 号	第 号
使用水の種類	1 上水 2 上水 + 井戸水 3 井戸水
(備 考)	使用者番号
	世帯番号
	個人番号
確 認 欄	① 世帯員数 (年 月 日使用開始届出現在 人)

※休止、廃止又は再開の場合には、その理由を備考欄に記入してください。

入 力 処 理			
パソコン	基本マスター	口座マスター	調定マスター

様式第15号 (第22条関係)

公 共 下 水 道 使 用 者 変 更 届

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

新使用者

住 所

氏 名

(電話番号)

下水道の使用者に変更があったので、次のとおり届け出ます。

設 置 者	住 所	
	氏 名	
旧 使 用 者	住 所	
	氏 名	
設 置 場 所		
変 更 年 月 日	年 月 日	
使 用 目 的	<input type="checkbox"/> 一般家庭用 <input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> 飲料業用 <input type="checkbox"/> その他 ()	
使 用 水 の 種 類	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> その他 ()	

年 月 日

下水道汚水排除量申告書

（宛先）小矢部市長

申告者
住所
氏名

小矢部市下水道条例第14条第2項第3号の規定により、次のとおり申告します。

設置場所	小矢部市
事業内容	
排除汚水量が著しく異なる原因等	
排除汚水量及びその算出根拠	

下水道使用態様変更届出書

年 月 日

（宛先）小矢部市長

住 所
届出者 氏 名
電 話

下水道の使用の態様に変更があったので、小矢部市下水道条例第14条の2の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	小矢部市			
使 用 態 様 変 更 年 月 日	年 月 日			
確 認 番 号	第 号			
使 用 水 の 種 類	変更前	1 上水	2 上水 + 井戸水	3 井戸水
	変更後	1 上水	2 上水 + 井戸水	3 井戸水
変 更 内 容 ※				
市 確 認 欄	水 栓 番 号 _____			
	使 用 者 番 号 _____			

※使用水以外の変更がある場合に記入してください。

年 月 日

下水道施設物件設置（変更）許可申請書

（宛先）小矢部市長

申請者
住所
氏名

次の下水道施設に物件を設置したいので、許可を受けたく申請します。

設 置 場 所	小矢部市
設 置 物 件	
目 的	
設 置 期 間	
設置物件の汚水量	
設置物件の 工事の期間	

備考 関係書類は、次のとおりです。

- 1 位置図 2 平面図 3 縦断図 4 設備構造図

年 月 日

下水道施設物件設置（変更）許可決定通知書

申請者 様

小矢部市長 印

年 月 日付けで申請のあった物件を設置（変更）については、
次のとおり許可します。

許可番号	第 号
物件設置場所	小矢部市
設置期間	

--	--

下水道（占用・使用）許可申請書
（新規・更新・変更）

（番号 年 月 日）

年 月 日

（宛先）小矢部市長

申請者 住 所
氏 名
担 当 者

小矢部市下水道条例第 条 の規定により許可を申請します。

占用・使用の目的			
占用・使用の場所	管路番号	場所	
	設置箇所		
占用・使用物件	名称	規模	数量
占用・使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	占用物件・電線等の構造
工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工事実施の方法
復 旧 方 法	添付書類		
備考			

記載要領

- 1 占用・使用の別を○で囲むこと。
- 2 新規・更新・変更については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書の番号及び年月日を記載すること。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。
- 4 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用・使用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
- 5 「設置箇所」の欄には下水道施設内の設置箇所を記載すること。
- 6 「占用物件・電線等の構造」の欄には、占用物件・電線等の形状、性状等規模以外の構造について記載すること。
- 7 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 8 「添付書類」の欄には、調査の結果を記載した書面、占用・使用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合にその書類名を記載すること。

様式第21号（第27条関係）

下 水 道 （ 占 用 ・ 使 用 ） 許 可 書

年 月 日

様

小矢部市長

印

年 月 日付けで申請のあった下水道の（占用・使用）については、
次のとおり許可します。

（占用・使用）許可番号	第 号
（占用・使用）場 所	小矢部市
（占用・使用）期 間	年 月 日から 年 月 日まで

排水設備認定申請書

年 月 日

（宛先）小矢部市長

住 所
申請者
氏 名
(TEL - -)

既設の排水設備について認定を受けたいので、次のとおり申請します。

既設設置場所	小矢部市				
土 地	所有者 の氏名		住所		地積 ㎡
建 物	所有者 の氏名		住所		床面積 ㎡
指 工 事 店	指定工事 店 番 号				
	指定工事 店 名				
添 付 書 類	1 見取図 2 平面図 3 縦断面図 4 その他()				
(備考)					